

平成26年度 第1回とよた森づくり委員会 会議録

開催日時：平成26年7月4日（金） 午後1時30分～午後4時30分

開催場所：豊田市役所東庁舎5階東51会議室

出席委員：岡本 讓 清水 元久 稲垣 久義 大江 忍
大畑 孝二 小幡満理子 蔵治光一郎 鈴木 洸
鈴木 禎一 山本 薫久 湊 裕

以上 11名

オブザーバー：小栗産業部長

水野豊田加茂農林水産事務所林務課長

洲崎矢作川研究所主査

林森林組合 専務

近藤上下水道局総務課 課長

岡部上下水道局総務課 副課長

鶴田上下水道局総務課 担当長

事務局出席者：森林課 加藤課長、青木副課長、北岡副主幹、藤本副主幹、
市川担当長、深見担当長、山下担当長、鈴木主査、赤川主事

（開会時間 午後1時30分）

開 会

○加藤課長

皆さん、改めましてこんにちは。

本日は、平成26年度第1回のとよた森づくり委員会を御案内のところ、多数の委員の方にご出席いただきましてありがとうございます。

先に申し上げておきますけれども、板谷委員、宇井委員、澤田恵美子委員、澤田幸次委員につきましては、諸事情により本日御欠席でございますのでよろしくお願い申し上げます。

それでは、開会に先立ちまして岡本会長から御挨拶をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○岡本会長

どうも御苦労さまです。

天气が悪くて、時々降ったり降らなかったり、おかしな天気でありますけども、本日は今まで議題としてなかった水道水源の関係を含めた案が出るようですので、十分御審議いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○加藤課長

ありがとうございました。

それでは、産業部の小栗部長から御挨拶申し上げます。

○小栗部長

改めまして、皆さんこんにちは。

本日は、お忙しい中御出席を賜りましてありがとうございます。

今、会長さんからもおっしゃっていただきましたように、本日の議題につきましては2件、1件は、26年度の森林課の体制と主な業務でございます。もう1件は、水源保全に向けた森づくりの施策についてです。これについては、御案内のことかと思いますが、合併前の豊田市におきまして、平成6年から月額の水道の料金を1本にしようということでございまして、実は水道水源の対応を図る、といったことを目的に、市民の皆様から水道料金に上乘せの形でご負担をいただきまして、それを基金にいたしまして、実は合併の前は、合併いたします前の町村の森林の整備に使っていたという状況でございます。

それが平成17年に合併いたしまして、森林の整備計画はあったんですけども、この水道水源における現存の豊田市の取り組みが、森づくりの施策の中での位置づけがやや曖昧というか、はっきりしないようなところもございました。

今回改めまして、基本的には森全体を健全に保っていくための水道水源での対応になってくることは当然でございますけれども、さらに特化をさせて、豊田市の森づくりの施策の中で、特に水道水源の保全に資する森づくり施策、そのものを御議論いただいて位置づけていくべきではないかと私どものほうで考えまして、本日の議題として挙げさせていただいております。したがって、ぜひ活発な御意見を賜って、水道水源の保全に資する森づくり施策を第2次の森づくり基本計画の中の1つの施策として位置づけていけるといいと考えております。本日はどうぞ御議論をよろしくお願いいたします。簡単でございますが挨拶とさせていただきます。

○加藤課長

では、議題に入りたいと思います。岡本会長、進行をよろしくお願いいたします。

○岡本会長

それでは次第に従いまして、まず森林課の体制及び主要事業について御説明をお願いします。

○青木副課長

それでは、私のほうから26年度の森林課における体制と主な事業を御説明させていただきます。すみませんが、座って御説明させていただきます。

お手元の資料1の裏面でございますが、「26年度の森林課組織体制」という資料をつけさせていただいております。森林課は3担当制で、こちらは25年と変わりません。全員で19名の職員と、特別任用職員が7名、計26名で業務を進めています。担当といたしましては、林務担当と森づくり担当と林道担当でございます。異動ですけれども、課長以下、北岡副主幹、藤本副主幹までは異動なしで、新たに担当長3名、それぞれの担当長が全員変わっております。林務担当の担当長が、ことしから森林課に参りました市川です。それか

ら、森づくり担当は、元々、森づくりのほうにかかわっておりました、深見がことしから担当長となりました。林道担当は山下でございますが、こちら林道ですと担当しております、ことしから担当長となり、このように3担当の担当長がかわりました。主な担当業務につきましては、資料の中に記載がございますのでごらんいただきたいと思います。

1枚戻っていただきまして、26年度の各担当の主要業務ということで簡単に御説明させていただきます。

まず、林務担当でございますけれども、ことしの取り組みといたしまして3点。1点目は、木材利用施設整備への支援でございます。こちらは行政ではなくて民間の方が整備をされる、学校や病院といった公共的な施設を整備する際に、豊田市産木材の利用に対して交付金を交付するもので、昨年度から始まったもので、これをPRして推進をし、実績拡大をしていきたいと思っております。

もう1点目は、地産地建ハウスの促進です。こちら森づくり基本計画の重点プロジェクトの内容でございますけれども、豊田市産木材利用促進でございます。木材の利用を民間のほうに広げていきたいということで、豊田市の木を使って、豊田市で家を建てることの良さをPRして、住宅の建築を促進していきたいというものでございます。

最後に、森の健康診断の10周年とタイアップした記念事業がございます。これは、豊田市が27年4月で新市誕生10周年の節目を迎えるにあたり、これまでの取り組み成果を再確認するとともに、今後の森づくりの方向性を報告する機会として、関連したプロジェクトを展開し、森づくり基本構想計画に大きな影響を与えております森の健康診断と連携したイベントを展開して10年を振り返る事業でございます。

続きまして、森づくり担当の事業についてですが、1点目は団地化の拡充でございます。こちらは森づくり団地の事業で、今年度新たに1,200ヘクタールの団地計画樹立を目指すものでございます。

2点目は、間伐実施面積拡大でございます。こちらは、針広混交林施策と国県事業枠を超えた間伐事業への誘導調整をして、団地計画事業地の間伐を進める。加えて、GISの再構築と森林組合GIS構築への提言をして施業管理体制の強化を図るものでございます。

3点目は、水道水源保全に向けた基金の事業化でございます。冒頭で部長から挨拶がございましたように、水源保全的観点から、水源地域の森林整備事業を展開していく予定です。詳しい内容につきましては、後ほど担当者からご説明いたします。

次に、林道担当でございますが、1点目は路網整備の促進でございます。林道の確実な整備を進めるもので、26年度につきましては、新規が2路線、継続が4路線の6路線の開設で、全長は約2,700メートルの計画です。

次に林道の適正管理です。こちらは、市が管理している林道215路線ほどございますけれども、これらの維持管理、被害発生時の早急な対応を図るものです。

3点目に林道橋の維持管理の促進でございます。こちらは、24年12月に中央道の笹子トンネルの崩落事故という大きな事故がございましたけれども、こちらを契機に林野庁においても既設林道橋の点検診断を行うということで、県のほうでも事業採択され、25年度の補正予算で補助事業を活用して林道橋の点検診断を実施することとなり、定期点検委託を行います。その点検結果を受けて、維持修繕計画の作成をしていくものでございます。

以上、簡単でございますけれども、森林課の3担当の今年の主要事業についての説明と

なります。

○岡本会長

これについて、何か質問ありますでしょうか。
どうぞ。

○小幡委員

林道の適正管理で、「開設時のコスト抑制に伴う侵食被害等」とありますが、これは全部で何カ所あったものですか。また、具体的にはどのような被害が認められたのでしょうか。

○藤本副主幹

昨年度ですと、主な被害は路面洗掘、路肩や法面の崩落などの被害がありました。昨年度は、台風18号等の影響もあって、箇所的には100カ所程度の被害がありました。

○小幡委員

コスト抑制は大前提だと思うのですが、安全管理とも折り合いをつけるということが、すごく難しいことですね。

○藤本副主幹

林道の構造は、市道のように丈夫な構造ではありません。設計時にコストを抑えている分、災害時には多くの被害が出たり、多くの維持費が発生したりしてしまうのが現状です。

○岡本会長

そのほか何かございませんか。
はい、どうぞ。

○大江委員

地産地建ハウス促進の箇所についてのご質問です。この事業は今、市内の業者に限られるものになるのか、それ以外も想定しているのでしょうか。

○青木副課長

対象としての工務店・設計事務所につきましては豊田市内業者に限定しています。市内の木を使って、市内で住宅を建てていただくことの促進です。

○大江委員

市内で建てるということですかね。市内の木を使って市内で建てる。市内の木を使って市外に建てるのは対象外ということですか。

○青木副課長

そうです。

○大江委員

地産地建ハウスは豊田市産材の利用促進するための市内業者登録をするということですが、ここには交付金や補助金までの考えはないのですね。

○青木副課長

はい。そこまでの制度にはなっていません。

○大江委員

ということは、これはPRのためにということですね。

○青木副課長

はい。工務店・設計事務所のうち豊田市の木を使ってくれることをユーザーさんというお客さんに売り込むために、そこの支援を行政ができたかと考えています。

○大江委員

登録するだけになるのか。

○青木副課長

現状はそうですね。豊田市産の木を活用した木造住宅を紹介したパンフレットや広報してPRして行って、促進は図っていきたいと考えています。

○大江委員

はい、わかりました。

○岡本会長

そのほか何かございますか。

○蔵治委員

森づくりの間伐実施面積拡大の箇所について、2つお聞きしたいんですが、まず、針広混交林施策及び国県事業枠を超えた間伐事業への誘導調整なんですけど、少し具体的な中身がわかりませんが、針広混交林施策と、またそれとは別に、国県事業枠を超えた間伐事業があるということなのでしょうか。

○深見担当長

「針広混交林施策」と、「国県事業枠を超えた間伐事業」という2つの事業に分かれています。後者のほうは、いわゆる国や県の補助事業や県税事業とは別に単独市費の間伐事業という捉え方をさせていただければいいかと思っています。針広混交林施策については、

針広混交林へ誘導する事業とあっていて、これらを有効に使って間伐面積をふやしていきたいと考えています。

前回の森づくり委員会で、今年度の県税事業が200ヘクタールぐらいで減少し、減少した部分をその他の事業でまかなわなければならないこともあり、ここの部分にこれらの間伐事業を充てていきたいということでございます。

○蔵治委員

ということは、この国県事業枠を超えた間伐事業とは、別に針広混交林を目指してなくてもいいということですよ。普通の間伐も含むということで。

○深見担当長

そうです。ただ、切置き間伐は間伐率40%が基本となっています。

○蔵治委員

はい、ありがとうございます。

次の質問ですが、板谷先生いらっしゃったら板谷先生に質問すればいいことかもしれませんが、森林GISは市森林課がお持ちでいらっしゃると思うのですが、それを再構築して、森林組合GIS構築へ提言を行いというのはどう理解すればいいのでしょうか。森林組合は今、GISをお持ちじゃないということなのですか。

○深見担当長

はい。説明いたします。まず豊田市は、18、19年度に森林GISを開発し、稼働しています。約5年が経過しまして、ハードウェアの更新と併せて今年度は再構築を行いたいと思っています。加えて、5年間使い、特に団地化との取り組みとの関連の中でいろんな課題が見えてきたので、プログラムの再構築と、さらに豊田森林組合は森林GISを持っておりません。ただ団地化については、5,600ヘクタールほどの団地面積がありまして、事業管理や計画管理についてシステムに頼って管理していくほうがいだろうということもあり、森林組合のGISの構築に向けての提言を行って、豊田市のシステムとの連携を図って効率のよい管理体制を構築したいということでございます。

○蔵治委員

それぞれ独立して、別々のGISを構築するよりはるかに効率がいいだろうということを目指すということですよ。はい、わかりました。

○岡本会長

そのほか何かありませんか。一応前回にも話があったところではありますけども。

それでは、この件はこれでよろしゅうございますか。はい、どうぞ。

○小幡委員

林道橋の維持管理の促進というところで、市管理の林道橋について定期点検委託を実施

とありますが、この委託はどちらのほうに委託をされるのか。

○藤本副主幹

民間に委託します。既に今年度は委託する業者は決まっております。

○小幡委員

民間のコンサルということですか。

○藤本副主幹

はい。

○小幡委員

分かりました。

○岡本会長

そのほかは、何かございますか。

○大江委員

木材利用施設整への支援についてですが、民間事業者が学校、病院等の公共的な施設との記載がありますが、これは市が発注したものでないものという意味でいいですか。

○青木副課長

はい。

○大江委員

でも学校なんかは比較的公的なものが多いですけど、私立の学校が建築される際などが対象ですか。

○青木副課長

そうです。

○大江委員

公立のものを、例えば市から入札で受けたものに対しては、交付金はもう出ないということですね。

○青木副課長

そうですね。行政のつくるものは対象外です。

○大江委員

対象外ということですね。そうすると今、ここで含まれる学校、病院等の等は、ある意

味どういものが含まれるのですか。

○青木副課長

地域の集会場や、福祉系の施設といったそういったものは計画もございます。

○大江委員

例えば、幼稚園だとか老人施設みたいなものも含まれる。

○青木副課長

そうですね。

○大江委員

ありがとうございます。

○岡本会長

そのほかはどうですか。

主要事業の取り組みについてはまだ報告案件がありますから、これぐらいにいたしましょうか。

それでは、本日の本題かもしれませんが、水源保全に向けての森づくりの施策について、説明をお願いいたします。

○加藤課長

水道水源保全事業の内容説明の前に、今までの経緯等も含めまして、当委員会で協議が必要になった状況について御報告をさせていただきたいと思います。

周辺地域の森林整備につきましては、森づくり構想においては、水道水源基金を活用し、間伐に限らず水源林の保全、水質改善などに取り組むこととしております。しかしながら、先ほど部長の挨拶にもありましたように、市町村合併、保全事業の見直し、森づくり基金の増設、また水道水源事業所管の異動などがありまして、具体的な事業が停滞した状況になっているところであります。あわせまして、庁内や市議会からも市の森林施策に位置づけ、森林の整備と水質保全が長期的に継続できる施策を構築すべきという御指摘もございまして、この委員会で上下水道局と産業部森林課の水道水源保全事業の見直し案を御提示しまして、御協議をお願いするものでございます。

第2次の森づくり基本計画の策定時にも、この事業の必要性につきましては委員各位に御議論をいただいたところでございますけれども、まずは国県等の制度、森づくり基金を優先し、その中で水源地域の森林整備も展開していくとの考えから、計画には具体的な施策として明記をしなかったところでございます。本日委員会につきましては、御意見、御指摘を頂戴しまして、提案事業の方向性のご理解を賜れば、事業化に向けまして具体的な政策設計を上下水道局、森林課で詰めまして、庁内での決定を経て、27年度の事業化を目指していきたいと考えております。委員の皆様には、多様な視点から御意見をいただけますようお願い申し上げます。

あわせまして本日ですけれども、上下水道局総務課の職員もオブザーバーとして出席しておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

それでは、担当者から説明を申し上げます。

○鈴木主査

それでは、私からA3の資料に基づいて、プロジェクターを使っていき御説明させていただきます。

配付いたしましたA3の資料でございますけれども、1番のこれまでの経緯は、課長のほうから説明があったとおりでございます。

この経過を踏まえまして、②番の政策のポイントと構成でございますけれども、2段目の使用目的が明確な資金というところで、水資源確保（水量＋水質）というテーマに直接的に結びつく施策に限定した施策を御提案したいと思ひます。右側に政策パッケージと書かせていただきましたが、5本の柱があり、間伐等の事業、林地購入、合併浄化槽の整備、モニタリング、PR、これら5つの事業を相互に連携、リンクさせながら、全体として効果が上がっていくような事業としたい。上下水道局と森林課がこの事業について連携して取り組みます、この事業については、森づくり基本計画にも盛り込んでいきたいと思ひます。

まず3の具体的施策で、①の水道水源林確保事業ということで、購入事業がございます。目的としては、水源として重要なエリアについて、水源地を永続的に保全するために購入に乗り出していこうということでございまして、事業内容としては、10年間で30ヘクタール以上の購入を目指していきたいと思ひしております。

それでは続きまして2番です。水道水源林のモニタリング事業ということで資料に戻って進めたいと思ひます。この事業は、水資源確保を目的として実施する確保事業や間伐事業等について、事業効果を検証するための調査を実施して、また後段で説明するPR事業等において、PRや説明をしていきたいと思ひます。事業内容としては、購入した水道水源地や市有林で強度間伐等を実施し、水流出等について検証を行いたいと思ひしております。調査区の水流出量や土砂流出量、水質、下層植生等の変化についてモニタリングをし、場所は大体今回購入する地域または市有林において、強度間伐の場所と通常間伐の場所、または何も行わない場所という対象区を設けて、水量の変化、水質の変化等について専門の研究者と連携いたしまして、具体的にデータを把握して検証するのが、その②のモニタリング事業の概要でございます。地域で地形や地質によって、水の出方も違ってきますので、この矢作川ではどうなのか、と矢作川流域でプロットエリアを設定して、データを収集検証していく事業が②番でございます。

続きまして、③番の水道水源林間伐事業ということで、事業の柱は間伐事業でございますけれども、目的として、市内の集水域エリアにおいて間伐を実施し、健全な人工林に誘導することにより水資源の確保に取り組むということでございます。

水道水源林間伐事業の対象エリアについて、取水場から上流の集水域のエリアが水道水源林の間伐事業のエリア設定でございます。年間で、切り置き間伐約100ヘクタールぐらゐを毎年実施していきたいと思ひまして、事業名としては、資料に書いております間伐促進事業、そして針広混交林化事業、水源環境保全林整備事業ということで、事業を

実施していきたいと考えています。

続いて、資料に戻っていただきまして、④番は水道水源林市民PR事業ということで、市民PRをしていくものでございます。事業内容としては、モニタリング試験地に遊歩道や説明看板を設置したり、モニタリングについて、副読本を作成したりという事業、またはPRビデオを作成するような事業を予定しております。

最後に⑤番、水質保全対策事業ということで、山間地域の合併浄化槽の設置に際する上乘せを計画的に実施してやっていきたいということで、この5つの事業を相互に関連させながら、事業展開をしていきたいという案をお話しさせていただきました。以上で説明を終わらせていただきます。

○岡本会長

概要の説明がありましたので、どこからでもいいですけども、御質問がありましたら。はい、どうぞ。

○山本委員

そもそも水道水源基金は平成6年、1994年にできたのですね。これはまだ合併以前で、たしかこの基金を使って僕も足助町の森林整備をした覚えがあります。非常にありがたいことだということで、まだ合併前の旧町村のほうでは積極的にこれを受け入れて、都市住民からのお金を使わしていただいてということで、とてもきれいなシナリオがあって、後の合併、森林課ができて、森林保全をみんなでやっていこうという下地にもなったすばらしい施策だったなと僕は思います。

それで、今現在においては豊田市内で使うことになっておりますが、例えば矢作川の水で言うならば、県をまたいでいって随所に水源はありますけれども、そこへの支援があれば。例えば、この水源基金以外にも何かほかにもいろんなものがあって、その辺の関係性ですよね。本来ならば本来の趣旨を使って、豊田市以外のところの支援とかにも使えばいいかなと僕は思ったのですが、ほかにもそういうような資金があって、流域の水源のために使うような施策があるなら教えてもらいたい。

○加藤課長

おっしゃるとおり、基金については、これとは別に矢作川水源基金という水源域に交付される基金があり、それは矢作川流域の市町村において実施しておりますのでございまして、それについては県を越えて対象となり、我々もその補助金をいただいて間伐等を進めております。もちろん今回の水道水源基金も県外等に支援する手だてもあろうかと思われませんが、今のところ市内を進めていきたいと考えている。いろいろ公共団体を挟みますと、基金でやれということで、なかなかいろんな法律もございまして、スムーズにいかない部分もあるものですから、まずは市内で有効活用をしたいと。

○山本委員

県の何か似たような名前の基金があったと思うが。

○小栗部長

矢作川水源基金です。公益財団法人の矢作川水源基金という西三河事務所、あそこの中に事務局がございまして、基本的なメンバーは、あくまでも県内の矢作川流域の市町です。それにオブザーバーという形で長野県、岐阜県、矢作川流域の根羽や恵那といったところが入っています。この基金の事業に水源林対策事業がありまして、年会費を集めており、今一番たくさんいただいているのが豊田市、次が岡崎市、私どもは大体300何万円ぐらいの負担金をお支払いして、大体10倍ぐらい、3,000万強をいただいて裁量で間伐などに当ててやらせていただいております。

あと、実は県外には、100万とか200万という形で、矢作川水源基金から根羽など県外へ水源林対策事業で間伐等が行われています。

○蔵治委員

私からちょっと補足をさせていただきますと、矢作川水源基金ができたもともとの背景は、矢作ダムができたことにあります。矢作ダムができた当時、ダムをつくるのは、ダムより上流域の農山村社会に非常に大きな影響がある。それは当然水没する人たちの移転問題とか、ダムができた後、どうやって生計を立てていくのかということ非常に水源地域の方が心配されて、自分たちはダムの建設を認めるかどうかというときに、ダムができたら将来生きていけなくなるのではないかとということが全国的に問題になっていたわけですね。

それを解決するために水源地域対策特別措置法ができて、その法律の中に、ダムをつくる地域には、そのダム湖に水没する地域、あるいはその周辺地域に国の予算、あるいは県の予算とかを集めてきていろんな対策をする。例えば箱物を建てたりすることもあるし、森林の手入れをすることもあるし、いろいろな形でお金を使える法律をつくったわけです。水源地域対策特別措置法に基づくさまざまな方式があるのですが、その法律には定められてない、法律でカバーし切れない部分がどうしても出てくる。水源地域のニーズはさまざまで、そのさまざまなニーズに細かく応えるためには、やはり基金を積み立てるのがよろしかろうと。その基金は、下流の主に水を使う人たちが出資してつくり、上流の農山村社会の振興のために使いましょうということで、この水源基金が利根川とか木曾三川とか淀川とか矢作川、豊川、さまざまな川、全国幾つかの川でできたということです。だから、1970年代の時代背景があって、それができているということなのです。その仕組みが現在までもずっと生き残っていることとなります。

○山本委員

ということは、懸念はなく、市内で本当に水源を確保していく有効なものにいかに使っていくかで考えていけばいいわけですよ。

○小栗部長

当面は、やはりこちらを私どもとして優先的に考えていきたい。

○岡本会長

はい、どうぞ。

○鈴木委員

モニタリング関係にかかわってくるのかなと思うのですが、作業道を整備するとかでいろいろやってもらっていて、山の中まで舗装道路が入ったりもしています。ということは、雨が降って山から水が出てきても、道路を流れるとかU字溝を流れてすぐに川へ出てしまうのが最近特に目につくような気がするのです。つい先日も雨が降りましたが、川の水がすぐなくなってしまうのですね。だから、山に水を保持する力がないというか、この辺は建設関係とかいろんなことがあるのかもわからないですけど、最近、例えば浸透性の道路だとか、ある部分は地面に入っていくU字溝だとか、そんなことも考えていかないと、山の環境がよくなって水が保持できるようになっても、やっぱり本来昔からあるような環境には戻らないので、そういうことも研究してもらえればいいなと思いますけれども。

○加藤課長

実際我々が想定している問題については、本当に様々あり、長期的に1つの川の流域を対象に調査をしようということですので、また市としても林道、作業道を入れていくことになるものですから、その際にまたお話ししたいと思います。

○蔵治委員

今の点は難しいですけれども、先ほど説明があったこのモニタリングは、水資源確保を目的にと明確に書いてありますよね。水資源確保と、大雨が降ったときに、その大雨がどのように流れるかは、関係はありますけれども、別の部分もあります。私のこれまでの研究成果では、大雨のときの水の流れ方をどうするかと、水資源をいかに、特に渇水ときに確保できるかは、そもそも両立させることはかなり難しいことだということがある。しかし両立させなくてはいけない場合、どうすればいいかという2段階があると思うのです。ですので、もし大雨時に何が起きるかをきちっと検討すべきということであれば、多分これとは別のモニタリングをしないといけない。

それで、全世界的にも森林で林業をやると、洪水に対して悪い影響があることは全世界的にずっと言われていて、その大きな理由は林道だとわかっています。ですので、洪水を少しでも軽減したいという観点からは、できるだけ林道を入れないような木材生産をするしかないというのは、かなりの方が同意していただけると思うのです。

ですので、そうは言ってもやっぱり林道がないと木材生産できないことも一方であるし、コストもかかるということで、それをどう調和していくかだと思うのです。だから今、鈴木さんがおっしゃったように、どうしても必要な林道はつくるけども、林道の排水の処理のところまで最大限工夫する方式とか、やはりモニタリングなり、いろいろ試しにやってみて、新しい技術を豊田方式としてつくってかなきゃいけないテーマだと思うのですけども、究極的には洪水を抑えたいのであれば、できるだけ林道をつくらないことになってしまうのが悩ましいところだと思います。

○清水副会長

よろしいですか。

○岡本会長

どうぞ。

○清水副会長

今の水道水源林の確保のところ、これはたまたま矢作ダム周辺になっているが、山腹崩壊危険地区事業地は、どこが整備するというのか、そういう義務があるのですか。市ですか。

○鈴木主査

これは愛知県が指定しているものですので、愛知県です。

○清水副会長

趣旨からいけば同じことなのですが、どちらかというと、これは砂防の類いですね。水源保全になると、またちょっとニュアンスが違うと思います。とかく豊田市は矢作川が豊田市の水源だという捉え方をしているのですが、もう1つに巴川があります。巴川には羽布ダムというダムがありまして、実はあそこで幸田町の産廃業者が17ヘクタールぐらいの森林を持っているのです。そこで事業をやりたいということが市の環境部のほうに申請が一度出たことがあると思うのですが、それが地元も反対して、業者のほうにも、この内容については「はい」にならんと申し入れはして、今もまだくすぶっているという話を聞いているのですが、その辺の状況を市は共有してみえるわけですか。

○加藤課長

はい。特にその後の動きについて私どもは承知しておりませんが、話があったことは承知しております。庁内対策会議がありまして、そういった情報共有もしております。

○清水副会長

もしできることなら、今回の水源の保全も水質保全も念頭に置いて、そういう森林もまとまった面積を確保していてもいいのではないかと思う。小さな10アール、20アールといった山でも、まとまった森林ですから市有林にして、今、言われる針広混交林でもよいので、そういう整備していけば、十分水源林として利用できてくると思うのですが、そういうことの検討をぜひ一度再考してほしいと思います。

○岡本会長

どうぞ。

○深見担当長

非常におっしゃられることもわかりますし、現在、矢作川流域に限定してしまっていることも承知しています。お話をしている水道水源地については案の段階ですけども、これを選んだ理由の1つに、今、豊田市の森づくりの基本は団地をつくって進めていくのが主体になっております。特に多くの山間地域のほうは森づくり会議ができて、団地化という取り組みの中で、森づくりが進めていけるメドが立っていると理解しております。

ただ、ここの区域は、森づくり会議の設立ができない区域なのです。というのは、特にこの区域はダム建設によって人がいなくなった経緯もありますので、こういう観点から、限られた財源を限定的に使うためには、ある程度区域を絞っていく新しい試みもありますので、こういう中でうまく事業を展開できたらいいかと。

○清水副会長

いや、それはよくわかります。わかるけど、一方で今、市もこれまで産廃についてはかなり苦い経験をしてきているので、未然に防ぐためにも、また水質水源保全のためにも、そういう山があったら積極的に市は購入していけば私はいいと思います。せっかくこういう基金があるのだから、趣旨にもまったく合うと私は思います。だから、こういうことも含めて、限定しないでやるべきだと思うのです。庁内で一度、考えてもらいたいと思うんですが。

○小栗部長

御意見として賜っておきます。こちらからも1つ申し上げますと、昔、豊田市で21世紀基金というのがまだありまして、将来に向けての基金の使い道の中で、例えば、産廃も含めて、全て買っていいのかということになると少し厳しいと思われまます。限られたお金の中で、目的をある程度定めてやっていく形になったときに、これは少し外れてくるかと。それこそ7割が豊田市は森林ですので、あそこもここもという話になっていくと、とめどなく広がっていく可能性もあるので。

○清水副会長

確かにね、産廃業者が買った山を買っていくなんてことはね、逆に考えれば、業者がそれも好んでそういうことの可能性も十分にある。だけど一度、現地も見てもらって、それは針広混交林にできる立派な山ですよ。だから、そういうものを僕はぜひ現地を見て、それで判断してやっていくべきだと思います。これはここで議論していても仕方がないので、一度現地も見ながら検討してみてください。

○蔵治委員

はい、いいですか。その件も含めてですね。

土地を購入することが今回提案されまして、土地を購入するのは非常に重大なことですね。それは莫大な費用がかかることもあるし、どこの土地を購入するかで大問題になると思うのです。土地所有者の方にとっても大きな関心事になるわけです。

それで幾つかまず質問したいのですけれども、その地図で、水源の森って書いてあるエ

リアがありますよね。このエリアの面積はどれぐらいですか。

○鈴木主査

22ヘクタールです。

○蔵治委員

その22ヘクタールを購入するのに幾ら投入されたのでしょうか。

○上下水道局総務課近藤課長

約1億1,000万円です。

○蔵治委員

その金額を聞いていただいてもわかるように、とんでもないお金がかかります。逆に言えば、所有者はとんでもない利益を得るということです。

産廃業者が購入した土地を市が買い取ることをやってしまうと、私は、それは産廃業者の思うつぼじゃないかという気もするので、それは非常に危険ではないかと思います。

○加藤課長

今、具体的には調査をしてないので具体的な額については申し上げられませんけれども、うちとしましては、先ほど上下水道局から御回答があった額よりもかなり低い想定をしております。

私どもとしては、適切な金額でお話ができなければ、通常の森づくり等の間伐で対応する。そういうところもダメな場合については、買わせていただいて、通常の林業施業でない事業も含め、針広混交林の取り組みをしたい。市としては買ってでもやりたいということでございます。

ヘクタールあたりいくらというのはこれからの判断になろうかと思えますけども、ただこのことについて、森林所有者の方々にとっては貴重な財産だと思いますから、あとは水源林という林業とは別の価値観で判断をするところだろうと思えますので、そういったところの事情をしっかりと話をしていきたいなと思えます。ただし、想定する金額に合わなければ買えないということです。

○山本委員

基本的なことをお聞きするのですが、水道水源保全事業のお金は、いかほど今あるのですか。

○上下水道局総務課近藤課長

平成25年度末現在で、基金積立額は約6億900万円ぐらいです。

○山本委員

土地を買うことはかなり厳しいのは今の金額を聞くとわかりましたけど、本当に必要最

小限なところ、これが逆に言うといろんな意味で展開できる、市民への啓発もできるし、実際にこれを買わないと保全できないという明々白々なところを購入していくことになるだろうと思いました。

そうすると、6億900万円貯金されている、それを市民のお金ですけども、いかに有効に使っていくかで僕らは今、考えればいいのだなと思います。そうすると、市が矢作川の河川とその周辺を保全していく目的で矢作川研究所があって、そこにいろいろ基礎的なデータも蓄積して、それをもとにして河川事業等を、行政が進めていく。

矢作川研究所は、市民へのアピールも非常に的確で、データをもとにしてやっている。このデータをもとにみんなで協力し合えるシステムを構築できたことで大変いいなと思う。森林施策も考えてみれば、何十年、はっきり言うなら、僕らが次の世代までも含めて考えなきゃいけないものです。そこで条例も含めていろんな制度ができていて、環境が整っていると思うものの、ここに書いてあるように基礎的な根拠、データを蓄積して、森林施策に活かす、例えば針広混交林化するためには、本当にどれだけ間伐をしなければいけないか。あるいは先ほど出た、いわゆる林道の問題ですね。それから蔵治先生が言われたように、水源確保と洪水の防止は非常に微妙な問題だという、それも含めてやはり基礎的なデータを蓄積していくことがとても大事ななと思います。

もちろん矢作川研究所みたいなものができれば一番いいですけど。優秀な方もそこに配置できればいいですけど、予算の問題もあるだろうから、なかなか難しいとは思いますが、この財源を使ってそういった事業、これをやってもうけるという意識は全然無いので、多分有効にこのお金を使ってやっていこうと考えると、②番目の事業、ちょうど洲崎先生も見えますし、いろんな専門家の方も見えるので、矢作川研究所とか、いろんな市の機関もあり、そういうところと本当に力を合わせて、データを蓄積していく仕事が、市民からいただいた税金を効果的に使うことではとても大事ななと思います。

○岡本会長

どうぞ。

○洲崎オブザーバー

私も、この水道水源基金で間伐の効果を研究する調査や啓蒙活動を行うといいのではとかねてから思っていたので、今回のモニタリング事業は本当にいいと思います。市町村では全国で初の取り組みになるので、私たちも協力して、市町村で初めてこんなことをしましたというPRも大いにしていけるといいかなと思います。

ただ、このモニタリングですけれども、強度間伐、普通の間伐、軽度間伐といった対象区を設けて取り組んでいければよいけれども、できれば、個々の地点の特徴があるので、調査地から近い地点・区間で調査区を設けられると一番いいかなと思います。同じ程度の規模の流域を対象に、最低10年とか長いモニタリングをしないと結果が出ません。森林の調査は長い時間がかかります。そのため、続けることがすごく大事ですという十分な、わかりやすいPRが必要です。今、山本さんからお話があったように、例えば水質データを蓄積する、ということもゆくゆくは考えていくといいと思います。とりあえずはこのモニタリングを事業化していくことはよいと思います。

それから、4番のPR事業ですけれども、これもすごくいいと思うのですが、できたら展示ブースだけではなくて、長くPRしていける仕組みを作るといいと思います。今、豊田市内だと自然観察の森と、トヨタの森があり、森林の環境学習の場、森林の知識を魅力的なインストラクターが伝える場になっています。でもこれらの2カ所は雑木林なので、この機会にぜひ人工林の環境学習の場を作るといいんじゃないでしょうか。特に町の大人や子供に向けて楽しく易しく人工林の問題を学んでもらうプログラムを定期的の実施したらどうでしょう。水道水源保全事業ならではの事業になっていくと思います。

○加藤課長

モニタリングにつきましてはデータの蓄積と解析が要るものですから、10年間ぐらいの計画で進めていきたいと思っています。頂戴しました内容につきましては、また検討していけると思いますし、また具体的に進めていきたい。

それから人工林の観察等でございますけれども、今のところ森林学校でそういったものを取り込んで、かなり積極的に各方面に出向いてやっておりますけれども、ただほかの施設までは、まだ踏み込んでないのが現状です。

○山本委員

市民へのPRは、市民と一緒にやっていく必要があるのかなど。矢作川研究所のいいところは、市民団体というか、市民のいろんな人たち、外の団体の人たちと一緒にいろいろな展開をしているのがとてもいいなと思っております。

この②番ですけれども、森づくり委員会、この委員会をまた活用していかないと、この内容をやっていくことになるだろうと思うのですが、ぜひこの場で議論してもらって、それこそ時間がかかるようだったら、個別の森づくり委員会直接で構いませんので、皆さんの知恵を使ってよりよいものにしていったらどうかと思っております。行政にお任せじゃなくて、新しいものをつくるという気概を、それこそ森づくり委員会がつくっていった当初の熱を持っていきたいと。この辺の事業、②とか例えば④をやっていくといいかなと思っておりますので、ぜひ森づくり委員会の場を活用してもらって、作ってしまいましたではなく、こうやってつくっていきましょうという形で、いろんな力を結集させていただけたらなと思っておりますので、よろしくお願いします。

○岡本会長

そのほか、何か、御意見はありますか。

○清水副会長

新規事業で水源地を買うということについてですね。ある意味ではリニューアル感を出すのに事業地を買うことはなかなかいいですから、受けるなという気もするけど、今、候補エリアは600ヘクタールあったら200年かかるかという話だし、基金の額も思ったより少ないので、なかなか進まないというか、具体的に10年間で30ヘクタール以上と書いてあるけど、市民に出すときに実際の内容と目標で余り差があると夢だけ与えてみたいになるといけないと思う。

質問ですが、最近、外国の企業が日本の水源地を購入している話が出ているが、ここはそのような危険はないところなのか。ここで赤いところ、地権者は何人ぐらいいらっしゃるのか、全部民有林なのか。

○加藤課長

ほとんど民有林です。かなり筆は細かいですが、まだ実際に筆の数まで数えていないので明言はできません。それから6億幾らの総事業費ですけども、事業地の購入が決定して基金を投入すると、恐らく半分くらいはかかるのではないかと考えております。実勢価格が変動するので、それにもよりますけれども、恐らく我々の想定ではこのくらいではないかということでございます。

○鈴木主査

10年間で30ヘクタールは少ないと思われましても、先ほど課長もおっしゃいましたが、かなり筆が細かくて、0.02ヘクタールとか0.03ヘクタールといった小規模も多く、購入前の境界の確定ですとか、そういった手続きが相当出てくると思うので時間がかかることが想定されます。ただ、3ヘクタール以上のまとまりができたところから購入していきたいという方針です。

○岡本会長

そのほか、何か、御意見はありますか。

○蔵治委員

先ほどの山腹崩壊危険地区で土砂流出があって、県が土砂災害について責任を負っていると御指摘されましたが、それには、保安林指定がかかわってくると思いますが、今、600ヘクタールの保安林指定の状況はどうなっているのでしょうか。

○加藤課長

今、区域では、ざっと見た感じで20%から30%ぐらいです。

○蔵治委員

イメージとしては全域保安林指定をするみたいなイメージを持っていただければいいですか。

○加藤課長

保安林ですと施業方法が制限されてくるものですから、当事業はそれを超えたところにあるのではと思います。

○蔵治委員

なるほど。あえて保安林指定しないで、保安林よりももっと画期的な水源林的管理をしたいということですね。

○加藤課長

土地を購入して、市が事業をするのは、新しい試みになります。市有林などでは通常の間伐事業をやればよいとなるのですが、水源林を確保して、それを提供することになれば、そういった対応をするべきだなと思います。それが結果としていいところも悪いところも合わせてデータ、モニタリングでやっていきたいとは思っておりますけれども、恐らく保安林の指定はしない想定です。

○稲垣委員

基本的な質問ですが、さっきから出ている600ヘクタールというのは、スライドの赤い印の部分ですか。

○深見担当長

赤で囲ったところの範囲全て合わせて600ヘクタールです。ここを水源区域という形で、まずは限定して買わせていただきたい。ピンク色の箇所については、県が指定した崩壊危険地域で、生活していく上での危険区域の見える化したもので、愛知県が災害に責任を持っている地域ではなく、危険性を警告しているものです。

○稲垣委員

治山をするとかそういうふうじゃないですよ。指定しているだけですよ。

○蔵治委員

はい。しかも、その指定基準は、非常に機械的に地形や勾配とかを見て地図上で指定しているだけです。ですが、県も治山事業をやる際には、それを参考にしながらやっていることだと思います。

○深見担当長

施業とか工事とかに直結してくるものとしては、保安林が関係してくると思いますが、今回の場合、豊田市が購入する形になりますと、特に保安林の指定するメリットはないですから、保安林にすることは現在のところ想定はしていません。

○加藤課長

ある意味、施業が終わってしまっただけでそれ以上切る必要がないとなれば保安林にすることもできます。ただ、保安林になりますと様々な制限がかかるので、それは厳しいかと。市としてはできるだけ保安林にしたいとは思っていません。

○稲垣委員

先ほど組合長さんも言われた外国が日本の水源地を購入していることは数年前からマスクミで話題になって、その後、立ち切れになっているので詳しくはわかりませんが、

市が水源地として確保する面積が10年間で30ヘクタールだけでいいのかというのは同じように思います。財源の問題は別としても、本当に水源地を確保しようとしたら、非常に少ない数字に思えます。

○加藤課長

御指摘のとおりだと思います。市としても地域に説明や公表もしてない案件ですから、どんなようすか分からないところもございます。職員も当然、説明へ行きますけれども、その時までにお話ができるように方針を固めておきたい。

ただ、先ほど申し上げましたように、境界の確定だとか、面積の確定など登記に付随する事業でもあるので一度に多くを処理するのは難しい。

地域の方々にも、まだお出ししてない話ですから、方向性が決まれば、アンケート等の意向調査等をしながら、進めていきたいと思っています。

○蔵治委員

補足で意見を述べさせていただきます。私は豊田市民の水道にとってこのエリアは極めて重要だと思います。なぜかという、豊田市民の水道の原水の多くを矢作ダムの水に依存しているわけです。その水は矢作ダムに設定された利水容量という水利権、愛知県が持っている利水容量から県水として配分を受けていると思います。矢作ダムの土砂の堆積スピードは予想より速く、今、あらかじめ決めてある想定堆砂量をすでに上回っています。ダムに100年を想定して堆砂容量を決めているのですが、矢作ダムはできてからまだ40年ほどしかたっていないのに、既に100年の堆砂容量を上回った土砂が入ってしまっています。どういうことかという、矢作ダムに設定されている水道のための水の貯水容量に土砂がもう食い込んでいくということなんです。だから、矢作ダムは本来水道水を供給する能力が既に今、失われている状態で運用されている恐ろしい状態になっていて、さらに土砂が流入したりすると、水道水の供給も洪水の軽減も、矢作ダムは正常に機能できなくなる恐れもあるのです。

今、その土砂を何とか除去したいといろんな工夫もしようとしていますけど、現時点で決定的な決め手が見つかってない状況なので、矢作ダムに流入する土砂を何とかとめるのは、水道水にとって非常に重要だと思います。もちろん岐阜圏域とか長野圏域も大事ですが、豊田市内で何かできるとすればこのエリアだと考えられます。このエリアを矢作ダムに対して最もいい形で管理するような方法をとらないと、豊田市の水道が危ないというふうにつながっているのだと思います。

だから水道の基金をここに投入するロジックは成立すると思いますし、だけでも、やることは実は土砂をできるだけとめることに重点を置いたほうがいいようなエリアのように思うんですけども。

○岡本会長

土砂を入れないことに目的にした施業方法は何であるかを一度、真剣に話さないといけないうちかもしれないですね。

○蔵治委員

はい。本来は、私たちは健全な人工林をつくることを盛んに言ってきましたけど、健全な人工林というのは実は非常に曖昧な言葉で、どういう人工林が健全なのかは、実は人工林に何の機能を一番求めるかによって違いがあります。木材を健全に生産する人工林なのか、洪水を軽減するのが健全な人工林なのか、土砂を出さないのが健全な人工林なのかは、厳密に考えていくと微妙にずれてくる場所がありますので、それが全て満遍なく発揮できるのが理想的な「健全な人工林」ですけど、特にこの場所については、特に重視しなくてはいけない土砂の流出防止ということがあると思うので、例えば、ここに森づくり会議を立ち上げて、森づくり会議に所有者の人が来て、どんどん木を出したいから林道を入れたいと言われても、それは許容できないような場所だと言えます。ここは、人間による攪乱を最低限に抑える形で、かつ放置人工林特有の土砂の流出をとめていかななくてはいけないという、普通より1段も2段もレベルの高い取り扱いを考えなくてはいけない場所であると思います。そういう意味では保安林の制限もかけずに、かつ所有権も市が持つというのは理想的であろうと思います。

○山本委員

この前、蔵治先生の講義を聞かせていただいて、そこで東大の演習林で水量実験をされていました。条件が似たような環境で、一方は伐採したところと木が残っているところとを比較していろいろな実験をされていましたが、多分そういうことをしていかないとどういう施策をとったら本当に有効なのかがわからないですよ。

そういう意味では、基金で多くのお金がある今ならば、先ほどの土砂流出の実験もできますよね。だから、そのような実験をしながらデータを取り、それを根拠に施策していく。それを根拠に、所有者や市民の方にも理解していただく。そういうことがとても大事ではないかと思います。抽象論で話を進めてもわからないところがあるので、推測ではなく、根拠を持った上で施策を進めていける「研究費用」として、水道水源保全としてお金を使っていくならば、それはとてもいいことだと思います。

○北岡副主幹

理想的には、今、山本さんが言われたように、この区域の中でモニタリングをやるのが一番いいだろうと思われれます。それは間違いないと思いますけども、例えば、土地購入の進行とモニタリングの進行を両方やると考えると、恐らくモニタリングを先にやることになるだろうと思います。モニタリングをやりながら、だんだん購入が進んでいく形になる。先ほど課長が申しましたように、購入はただ単にお金があって買うだけじゃなくて、市有林になるものですから、境界の確定から登記まで全部やっていかななくてはならないもので、なかなかスムーズにというわけには実はいかないのです。ですから、どこでやるかはこれから検討させていただきたいと思いますが、隣接の市有林等もありますので、そういう市有林もうまく使いながら、モニタリングの場所を設定していくことが大事になってきます。

ですから、必ずこの区域でモニタリングがやれるかどうかは、これから検討すべきことになっていきます。

○鈴木主査

土砂流出と施業方法でいえば、今回のモニタリングで伐採率を変えて比較するだけではなくて、伐採後に木材を横積みする方法の有無などでも比較してみたいと思っております。いろいろ研究機関とも御相談させていただきながら、そのような施業法の違いによって、こういった水の流れ方や土砂の流れ方があるか調査したいと思っています。

○清水副会長

ちょっと境界の確認をさせてもらいたいけど、上の太い黒い線は、あれは県境だよ。県有林のこの右側は、あれは旧町村界なのか県境なのか。

○加藤課長

旧町村界です。旭と稲武の境です。

○岡本会長

この区域は非常に急傾斜地だから人がいなくて大変なところなのです。

○鈴木委員

この区域に東海豪雨のときに流れたところがあるか。

○加藤課長

相当あります。根ごとそのまま流されたものもあります。

○大畑委員

その中かなり放置人工林がたくさんある。何割ぐらいあるのか。

○北岡副主幹

正確な数値は現段階では分かりません。ただ、間伐実績からいくと、それほどたくさんはありませんので、放置人工林はかなり多いとは思っています。

○加藤課長

恐らく伐採した木は搬出不可能であると思われます。

○大畑委員

よくこんな急傾斜に植えたと思うけど。

○小幡委員

昔は、いかだを組んで、切り出した木をいかだで矢作川を運んだのです。このへんはそれで栄えたところですよ。

○加藤課長

そうですね。ダム湖がなければ、恐らく周辺道路はなかったと思いますから、材木を山裾までおろせば、川に流せたと思います。しかし、現在、かなり高さのある道路ができていますから、道路から山へ入れない状況になってしまっています。そこが一番問題かもしれないです。

○清水副会長

1つ情報提供ですが、あそこの赤い区域の中に旧下山村の所有地があります。今、加茂ゴルフが所有していて6ヘクタールぐらいの規模です。それ処分したいと言っているものだから、早く安く買って欲があればありがたい。

○大畑委員

ざっと見てこの地域が大優先だなというのは思いつつ、組合長の意見には賛成の部分があって、水道水源ってやっぱり水質と水量が大切ですので、今、おっしゃったゴルフ場などに開発がされてしまいそうな箇所があって、そこが実は貴重な水源林の中だと本当にありそうな話だと思います。だから、指定箇所以外は対象としないという話でなくても、いざというときには対象を広げてもよいのではと思います。

○岡本会長

いろんな意見が出ましたが、基本的には、そこら辺が第一目標にしといてもいいのかなという感じですかね。

○蔵治委員

このスライドの2枚後のスライドを映してもらえますか。

○蔵治委員

これが豊田市の水源地で、巴川の取水口は足助のところにありますよね。

○岡本会長

そうそう。

○蔵治委員

その上流域は全部緑のエリアに入っているということですよ。だから、緑のエリアは大体市内の3分の1ということは、市内の森林だけで言えば半分ぐらいということですかね。だから、市内の半分の森林は水源地だと言っていいということですよ。

○加藤課長

はい。水源地といわれるところはほとんど森づくり会議が立ち上がっており、随時、森

林整備を進めているところではありますけれども、今、議題になっています水道水源基金については、難しいだろうと思われれます。水源エリア内の全てを買い上げるわけにはいかないので、ある程度、水源地エリアの区域を設定してでも計画的に政策的に水源地を守っていきたいということでございます。

○清水副会長

さっきと同じようなことになってしまいますけど、限定することはいいですが、ケース・バイ・ケースで、産廃だから買わないのではなく、まとまった大きな面積で、当然水源保全で効果の出るような森林があれば、それは買っていいと私は思います。

○岡本会長

もっと大きく言えば、豊田市ならほかにも金があるだろうから、そういうところも対象に買いに出ればいいと思う。最終的には市長の判断になると思うが。

○蔵治委員

小原地区で、森づくり会議がうまくいってないところがあるのではないかという気がします。

○深見担当長

小原の場合は、やはりできない理由の中に筆が細かい人工林が少ない、特に5ha以上の団地のまとまりを作るのが困難である等の問題がありますので。

○蔵治委員

小原村は、豊田市に合併する前から水道水源保全の基金を独自に持っていました。だから小原村という地域は、そういうのに非常に熱心な地域だったと思うのですけど。

○加藤課長

小原村の当時、基金を使って大洞市有林を買った経緯があります。

○蔵治委員

そうそう。

○小幡委員

小原村って、昔、物すごい水害がありましたよね。

○蔵治委員

そうです。昭和47年に。

○小幡委員

当時の気持ちを酌んで、そういう整備の姿勢ができたということもありますかね。

○蔵治委員

どうかな。そこまでは把握できていないですが。

○岡本会長

他に意見のある方は。

○大畑委員

はい。④番のPR事業の展示ブースで放映というのは、何か具体的に展示ブースをつくるという想定はされていますか。

○鈴木主査

特にまだ具体的なことは考えてないですけども、森林課で、10月は森づくり月間になっていまして、本庁の1階に1カ月間、ブースを展示したりしておりますので、そういったイメージもありながらのPRをしていく形になると思われま。

○山本委員

そのことで言うと、矢作川研究所とか東大とか森林組合とか、とにかくみんなで1つ、PRについて知恵を絞って作っていきたい。毎年4,000万円があれば、研究所まで行かなくても、都市と農山村の交流のおいでんさんそんセンターのように、事務局を設置してみるとか。組織の枠を超えて市民と連携しながら進めていけるようなPRとか、モニタリングにあたって、市民力を使えばいいと思います。矢作川研究所は漁協や、さまざまな関係機関の研究のメンバーとタグを組んでいるので、そんなイメージを持って、お金を有効に使ってもらいたい。行政だけが基金を使っていくよりかは、幅広い市民やいろんな団体とタグを組んでやるとなると、②番や④番は相当なことができますね。外部に依頼をしてお金を出すのではなくて、行政と森づくり委員会で一度やってみようぐらいの気持ちでこのお金を有効に使っていったらなと思っています。

○大畑委員

PRについてですが、豊田市自然観察の森ネイチャーセンターに展示スペースもありますし、ふれあいフェスタもありますので、ブースを出していただければ嬉しいです。施設は非常に広いのでそこを使うのもありかなと。

○山本委員

各種イベントはいっぱいあるので、例えば、11月30日「いなかとまちの文化祭」に駅前都市の山村交流の場が設定されていますので、そこで森づくりのテーマ展示とかね。移動展示コーナーをできると、すごくアピールできるなという気がします。そういう案を何か有効に使えばいいですよ。

○清水副会長

⑤番の水質保全対策事業は、これ、従来の制度内容で行われていくということですか。

○上下水道局総務課近藤課長

今後も、基本的にはこれまで同様の内容で実施していく予定です。

○清水副会長

補助率とかそういう制度は、従来どおりの内容ということ。

○上下水道局総務課近藤課長

補助額等のあり方につきましては、再度検討する可能性もあります。

○蔵治委員

③番の事業内容のところには3つ事業が書いてあって、そのうち2つは先ほどの説明にもあった内容ですが、3つ目に、水源環境保全林整備事業があって、この名称は、2000年から合併前までやっていたこの事業の名称ですよね。これは合併したときにこの事業は中断していたという位置づけなのかなと思いますけれど、それを再開するイメージなんですか。

○加藤課長

それは違います。設立の当初に山林所有者と20年間協定を結んでいます。この20年間は市が施業するというので森林課が一般財源で実施していました。今回のリニューアルで水道水源基金の中にも再び位置づけて実施するということです。

○蔵治委員

予算の出どころを変えるだけで、この保全林に新たに指定する場所はないということで、既にあるものの維持ですね。

○加藤課長

はい。

○蔵治委員

わかりました。

○鈴木主査

補足なんですけれども、今の水源環境保全林整備事業だけは、水道水源林間伐事業の対象のエリア外でも事業を実施します。といいますのも、この水源環境保全林整備事業は、3事業の経過の所管替え以前の人工林整備事業が所管替え後に名前が変わり、一般財源で実施しているものですから、今回のリニューアルでまた戻そうということなんです。このため、水源環境保全林整備事業だけはエリア外の事業地もあります。

○蔵治委員

でも、そういう意味では、この前の2つについても基本的にはエリア外でもやる事業ですよね。

○鈴木主査

今回の2番は、基本的に水資源確保で焦点を絞らせていただきまして、そういった意味で1番目、2番目の間伐促進事業と針広混交林化事業という、緑色に囲ったエリア内に限定して予算を使わせていただきたいということでやらせていただきたいと思っています。3番目の水源環境保全林整備事業だけは、平成12年からの継続性がありますので、エリア外の部分も事業の対象にと考えています。

○蔵治委員

ということは、単市補助事業分と針広混交林化事業はエリア内で、水源環境保全林整備事業はエリア外のものも含めて一般予算を使ってやるということですね。わかりました。

○岡本会長

そのほか、何かありますでしょうか。

○大畑委員

今後のスケジュールについて、いつまでに内容を確定して、発表してこういう事業をスタートする予定はありますか。

○小栗部長

実際の事業は平成27年度、来年度からはスタートさせたいということですので、具体的には、詳細な予算の関係も出てきますので、ことしの秋にはもうほぼ固めておきたいという意向でございます。

○岡本会長

おおむねよろしゅうございますか。

では、まだ具体的なことを見ながらになると思いますけども、一応了解ということでまとめたいと思います。

○加藤課長

少し発言させていただきますと、大体方向性については御理解を賜ったと思っておりますので、今後、本日いただいた御意見等を踏まえまして、また上下水道局と連絡・調整しながら庁内決定をいたしまして、事業化に向けて進めてまいりたいと思います。今後の森づくり委員会でも経緯等を、また御説明しながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

○岡本会長

その他に何か。

○加藤課長

私どもはその他、本日は特に用意持ってきておりませんが、次期の開催予定は、9月頃を予定しておりますので、また御連絡申し上げたいと思います。次回につきましては、この水道水源事業についての協議または現地の視察等も含めてしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。事務局からは以上になります。

蔵治先生から資料提供もいただいておりますので、ご説明をお願いします。

○蔵治委員

それでは、お時間をいただいて情報提供をさせていただきます。

私は現在、大阪府の森林環境税を制度化する委員会の委員をしております、その議論の中で、お隣の京都府の話が出てきましたので御紹介いたします。

日本全国、35県ほどで森林環境税は行われており、行われていない県のほうが少ないのですが、大阪府、京都府はこれまでやっていなかったのですが、大阪府は現在、これをやろうとしております。しかし、京都府は当面、逆にやるつもりがないです。京都府の考えは、それをやるかわりに、新しい条例をつくりたいということです。この条例は、土地所有者に自分の持っている森林を適正に管理しろというメッセージを強烈に発して、適正に管理がされてない森林、特に自分の所有している土地に隣接した土地等に危害を及ぼす原因となるような形で不適切に森林を管理している場合は、そこを要適正管理森林という形で指定して、そこを適正に管理するように義務づけて、それが適正に管理されてない場合は防災措置命令を出す等、7番には罰則まで定められています。

この条例案は既にパブコメにかけられており、そのパブコメで出てきた意見は多くはなくて、お配りした資料に記載されているもので全てですけれども、こういうプロセスで進んでおります。

豊田市においても、もともと100年の森づくり構想・森づくり条例を定めるときの議論で、土地所有者にもう少し適正に管理してもらおうようにしたほうがいいのではないかと、そのために罰則も定めたほうがいいのではないかと議論は出た経緯がありました。しかし、豊田市では難しいだろうということで、土地所有者に何か義務を課すようなことをしなかったわけですが、京都府は思い切って、そこに踏み出したと位置づけられるかと思えます。

豊田市のその後の現状を見ると、やはり所有者が非常に大きなファクターとして森づくり基本計画の実行に立ちふさがっています。所有者の方があまりに熱心でないこともあって、森づくり会議が組織できないとか、それが防災上で大問題になる状況ではないのかもしれませんが、やはり豊田市の100年の構想を実現するためには、いかに豊田市の森林を所有している全ての所有者の人に、もっと深い関心を持って協力していただくかが非常に重要だと思います。まだ先の話かもしれませんが、私たちが次に考えるべきステップとしては、この京都府の取り組みは非常に参考になるのかもしれない。

このパブリックコメントに対する京都府の考え方を讀むと、この条例を契機として、森林所有者に森林管理に対する責任を自覚いただき、森林の適正な管理をするように努めると書いてあります。やはり京都府の考えは、条例は1つの契機で、そこまで定めたから真面目に考えてくださいというメッセージを所有者に対して発していると理解できます。私たちが今回の水道水源の保全の施策も含めて、あるいは矢作ダムと隣接した急傾斜地に何かやることも含めて、所有者対応でこのような方向性も考えざるを得ない可能性もあるかなと思ひまして、情報提供させていただきました。

質問がありましたら、ぜひ京都府のほうにお願いします。

○鈴木委員

全国でもここだけですか。

○蔵治委員

ここだけです。画期的だと思います。

○山本委員

罰則は特に「定めます」だけで、何かまた補足するのですか。

○蔵治委員

いや、恐らく非常に具体的に、別の条例か施行規則で定めるのかもしれませんが、もちろん幾ら以下の罰金とか懲役とかが定められるのでしょう。

○岡本会長

懲役まで。

○加藤課長

京都府がこれをやるのはすごいことだろうと思います。

○清水副会長

豊田市の森づくり条例も参考にしてみればいいのでは。

○加藤課長

議会で話を通すことになるかと各会派お見えなので分からないですけれども、議論の余地はあると思います。ただ、これは市町村レベルを超えて都道府県レベルの判断も必要なので、そこへ協議することもあると考えられます。

○蔵治委員

話を聞くと、京都府の山田知事という方は、森林環境税を導入する前にしっかりと制度を整えなければという強い考えをお持ちのようで、そういうふうには森林部局に指示をトッ

ブから出していると聞いております。

○加藤課長

私どもも団地化を進めているのですが、森林所有者の方々の3分の1ぐらいは既に接触していると思いますけれども、少なくともその方たちが山に関心を持っていただくことにはなっていると思うので、自分の山の現状だとか豊田市の取り組みについても、かなり浸透してきているように思っています。

○岡本会長

ほかに何か。意見のある人はありませんか。

○稲垣委員

最初の森林課主要事業のところと言おうかなと思ってタイミングを逃しましたけど、林務担当の分野の3番で、森の健康診断10周年とタイアップした記念事業ということで、森林課が準備されている部分もありますが、それより前に、この前に第10回の森の健康診断、10年を区切りとして完了するというので10年目を迎えたわけですけど、森林課の皆さんを初め、多くの方の支援で成功裏に終わることができました。先ほどもありますように、この前の森づくり委員会を含めた森林課の活動なども、そういった内容を含めて、10月26日に報告会をやっていきたいと思っておりますので、またこれから先も御支援、よろしく願います。以上です。

○加藤課長

こちらからも今後ともよろしく願います。

○岡本会長

そのほか特にございませんか。

それでは、これでいいですか。どうも御苦労さまでした。特に水道局にも出ていただいて、どうもありがとうございました。

(閉会時間 午後4時30分)

会議録署名者 議長 _____ 印

委員 1 _____ 印

委員 2 _____ 印